

特別支援教育の現状について

平成19年6月13日（水）

広島県特別支援教育基本構想策定委員会

第1回諮問会議

特別支援教育を推進するための制度の在り方について （答申）の概要

特別支援教育の理念と基本的な考え方

- 障害のある幼児児童生徒の教育の基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換。

盲・聾・養護学校制度の見直しについて

- 幼児児童生徒の障害の重度・重複化に対応し、一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うことができるよう、盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた学校制度（「特別支援学校（仮称）」）に転換。
- 「特別支援学校（仮称）」の機能として、小・中学校等に対する支援を行う地域の特別支援教育のセンターとしての機能を明確に位置付ける。

小・中学校における制度的見直しについて

- 通級による指導の指導時間数及び対象となる障害種を弾力化し、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）を新たに対象とする。
- 特殊学級と通常の学級における交流及び共同学習を促進するとともに、特殊学級担当教員の活用によるLD、ADHD等の児童生徒への支援を行うなど、特殊学級の弾力的な運用を進める。
- 「特別支援教室（仮称）」の構想については、研究開発学校やモデル校などを活用し、特殊学級が有する機能の維持、教職員配置との関連や教員の専門性の向上等の課題に留意しつつ、その法令上の位置付けの明確化等について、上記の取組の実施状況も踏まえ、今後検討。

（注）「特別支援教室（仮称）」とは、LD・ADHD・高機能自閉症等も含め障害のある児童生徒が通常の学級に在籍した上で、一人一人の障害に応じた特別な指導を必要な時間のみ特別の場で行う形態。

教員免許制度の見直しについて

- 盲・聾・養護学校の「特別支援学校（仮称）」への転換に伴い、学校の種別ごとに設けられている教員免許状を、障害の種類に対応した専門性を確保しつつ、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた総合的な専門性を担保する「特別支援学校教諭免許状（仮称）」に転換。
- 「当分の間、盲・聾・養護学校の教員は特殊教育免許の保有を要しない」としている経過措置を、時限を設けて廃止。

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教育職員免許法の一部改正

- ・現在の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成19年4月1日

(問1) 障害児教育から特別支援教育へ何がどう変わりますか。

これまでの障害児教育は、制度上、盲・ろう・養護学校、小・中学校の障害児学級及び通級による指導において行われてきました。

この度の学校教育法の一部改正（以下「法改正」という。）により、大きく次の3点が変わります。

通級による指導とは

小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障害の状態に応じた特別な指導（自立活動及び教科指導の補充）を特別な場（いわゆる通級指導教室）で行う教育形態です。

- ① 障害種別に設置されている盲学校、ろう学校、養護学校が障害種別を超えた特別支援学校に一本化されます。
- ② 障害児教育の対象に加え、小・中学校の通常の学級に在籍するLD、ADHD等の障害のある児童生徒が特別支援教育の対象となります。
- ③ ②と同様に、幼稚園及び高等学校における障害のある幼児生徒が特別支援教育の対象となります。

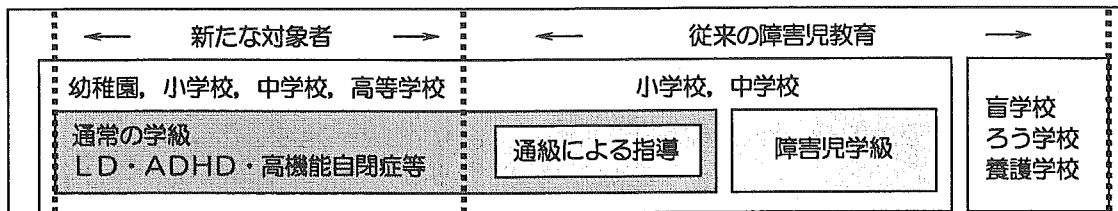


図1 特別支援教育の対象の概念図

※ 学齢児童生徒の他、幼稚園や高等学校に在籍する障害のある者についても特別支援教育の対象。

また、盲・ろう・養護学校においては、これまで学校や家庭の要請等により、障害のある児童生徒及びその保護者に対して教育相談を行うなど、地域における障害児教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう取り組んできましたが、法改正により、特別支援学校のセンター的機能が明確に規定されました。

さらに、法改正により、「盲者」「聾者」を「視覚障害者」「聴覚障害者」、「欠陥を補う」を「生活上又は学習上の困難を克服するために必要な自立を図る」、「心身の故障」を「障害」、「特殊学級」を「特別支援学級」とするなど、用語も改正されました。

実践紹介：特別支援学校のセンター的機能

広島県では、平成15年度から県立の盲・ろう・養護学校に専任の教育相談主任を順次配置し、小・中学校等の要請に応じた支援を行うなどのセンター的機能の充実を図ってきました。（平成19年度配置校：広島中央特別支援学校、広島南特別支援学校、広島特別支援学校、呉特別支援学校、広島北特別支援学校）。

例えば、広島南特別支援学校では、医療機関や福祉機関と連携を図りながら乳幼児に対して聴力測定や心理発達検査等の実態把握を行うなど、早期からの相談支援を行っています。また、小・中学校等の教員等を対象に発音・発語指導などに関する公開講座を実施するなど、センター的機能の充実に努めています。

3. 評価の項目、指標の例

⑥ 特別支援教育

○ 本項目では、障害のある児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援がなされたかを評価する。

○ 評価指標として、次のような例が考えられる。

- 校内支援体制の整備状況（校内委員会，特別支援教育コーディネーター，校内研修等）
- 交流及び共同学習の実施状況（特殊学級の児童生徒が通常の学級で学ぶ機会の確保の状況等）
- 個別の指導計画及び教育支援計画の作成状況
- 医療，福祉等の関係機関との連携状況

特別支援教育専門部会における主な検討事項例

- 1 社会の変化や児童生徒等の障害の重度・重複化や多様化等に対応した教育課程の改善
- 2 特別支援学校における効果的かつ弾力的な教育課程編成
- 3 特別支援学校が地域の小・中学校等への支援などを行うセンター的機能の在り方
- 4 一人一人のニーズに応じた指導を推進するための「個別の指導計画」、関係機関との連携を図るための「個別の教育支援計画」の在り方
- 5 障害のある児童生徒等の自立と社会参加を促進する観点からの職業教育等の充実
- 6 小・中学校等において、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒等への指導の充実
- 7 障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の推進

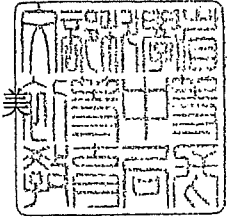


19文科初第125号
平成19年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長
銭谷眞美



(印影印刷)

特別支援教育の推進について（通知）

文部科学省では、障害のある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

本通知は、本日付けをもって、特別支援教育が法的に位置付けられた改正学校教育法が施行されるに当たり、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「各学校」という。）において行う特別支援教育について、下記により基本的な考え方、留意事項等をまとめて示すものです。

都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては、所轄の学校及び学校法人に対して、国立大学法人にあっては、附属学校に対して、この通知の内容について周知を図るとともに、各学校において特別支援教育の一層の推進がなされるようご指導願います。

なお、本通知については、連携先の諸部局・機関への周知にもご配慮願います。

記

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

2. 校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

(1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置すること。

委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と思われる者などで構成すること。

なお、特別支援学校においては、他の学校の支援も含めた組織的な対応が可能な体制づくりを進めること。

(2) 実態把握

各学校においては、在籍する幼児児童生徒の実態の把握に努め、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の存在や状態を確かめること。

さらに、特別な支援が必要と考えられる幼児児童生徒については、特別支援教育コーディネーター等と検討を行った上で、保護者の理解を得ることができるよう慎重に説明を行い、学校や家庭で必要な支援や配慮について、保護者と連携して検討を進めること。その際、実態によっては、医療的な対応が有効な場合もあるので、保護者と十分に話し合うこと。

特に幼稚園、小学校においては、発達障害等の障害は早期発見・早期支援が重要であることに留意し、実態把握や必要な支援を着実にを行うこと。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが、学校において組織的に機能するよう努めること。

(4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

(5) 「個別の指導計画」の作成

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化等に対応した教育を一層進めるため、「個別の指導計画」を活用した一層の指導の充実を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の指導計画」を作成するなど、一人一人に応じた教育を進めること。

(6) 教員の専門性の向上

特別支援教育の推進のためには、教員の特別支援教育に関する専門性の向上が不可欠である。したがって、各学校は、校内での研修を実施したり、教員を校外での研修に参加させたりすることにより専門性の向上に努めること。

また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講したり、自ら最新の情報を収集したりするなどして、継続的に専門性の向上に努めること。

さらに、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する各種指導者養成研修についても、活用されたいこと。

なお、教育委員会等が主催する研修等の実施に当たっては、国・私立学校関係者や保育所関係者も受講できるようにすることが望ましいこと。

4. 特別支援学校における取組

(1) 特別支援教育のさらなる推進

特別支援学校制度は、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するためのものであり、その趣旨からも、特別支援学校は、これまでの盲学校・聾学校・養護学校における特別支援教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種に対応することができる体制づくりや、学校間の連携などを一層進めていくことが重要であること。

(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。

特に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定などへの援助を含め、その支援に努めること。

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする保育施設などの他の機

関等に対しても、同様に助言又は援助に努めることとされたいこと。

特別支援学校において指名された特別支援教育コーディネーターは、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び他の特別支援学校並びに保育所等との連絡調整を行うこと。

(3) 特別支援学校教員の専門性の向上

上記のように、特別支援学校は、在籍している幼児児童生徒のみならず、小・中学校等の通常学級に在籍している発達障害を含む障害のある児童生徒等の相談などを受ける可能性も広がると考えられるため、地域における特別支援教育の中核として、様々な障害種についてのより専門的な助言などが期待されていることに留意し、特別支援学校教員の専門性のさらなる向上を図ること。

そのためにも、特別支援学校は、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善、研修の充実に努めること。

さらに、特別支援学校教員は、幼児児童生徒の障害の重複化等に鑑み、複数の特別支援教育領域にわたって免許状を取得することが望ましいこと。

5. 教育委員会等における支援

各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等においては、障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。

また、学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。

特に、教育委員会においては、各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めるとともに、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。

また、教育委員会においては、障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

さらに、特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

6. 保護者からの相談への対応や早期からの連携

各学校及び全ての教員は、保護者からの障害に関する相談などに真摯に対応し、その意見や事情を十分に聴いた上で、当該幼児児童生徒への対応を行うこと。

その際、プライバシーに配慮しつつ、必要に応じて校長や特別支援教育コーディネ

ネーター等と連携し、組織的な対応を行うこと。

また、本日施行される「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第55号）」において、障害のある児童の就学先の決定に際して保護者の意見聴取を義務付けたこと（学校教育法施行令第18条の2）に鑑み、小学校及び特別支援学校において障害のある児童が入学する際には、早期に保護者と連携し、日常生活の状況や留意事項等を聴取し、当該児童の教育的ニーズの把握に努め、適切に対応すること。

7. 教育活動等を行う際の留意事項等

(1) 障害種別と指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒への支援に当たっては、障害種別の判断も重要であるが、当該幼児児童生徒が示す困難に、より重点を置いた対応を心がけること。

また、医師等による障害の診断がなされている場合でも、教師はその障害の特徴や対応を固定的にとらえることのないよう注意するとともに、その幼児児童生徒のニーズに合わせた指導や支援を検討すること。

(2) 学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮

各学校は、障害のある幼児児童生徒が、円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。

また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと。

(3) 生徒指導上の留意事項

障害のある幼児児童生徒は、その障害の特性による学習上・生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であり、生徒指導上も十分な配慮が必要であること。

特に、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、表面に現れた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係している可能性があるか否かなど、幼児児童生徒をめぐる状況に十分留意しつつ慎重に対応する必要があること。

そのため、生徒指導担当にあっては、障害についての知識を深めるとともに、特別支援教育コーディネーターをはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー等と連携し、当該幼児児童生徒への支援に係る適切な判断や必要な支援を行うことができる体制を平素整えておくことが重要であること。

(4) 交流及び共同学習、障害者理解等

障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む上で重要な役割を担っており、また、障害のない幼児児童生徒が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。

このため、各学校においては、双方の幼児児童生徒の教育的ニーズに対応した内容・方法を十分検討し、早期から組織的、計画的、継続的に実施することなど、一層の効果的な実施に向けた取組を推進されたいこと。

なお、障害のある同級生などの理解についての指導を行う際は、幼児児童生徒の発達段階や、障害のある幼児児童生徒のプライバシー等に十分配慮する必要があること。

(5) 進路指導の充実と就労の支援

障害のある生徒が、将来の進路を主体的に選択することができるよう、生徒の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ること。

また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進められたいこと。

(6) 支援員等の活用

障害のある幼児児童生徒の学習上・生活上の支援を行うため、教育委員会の事業等により特別支援教育に関する支援員等の活用が広がっている。

この支援員等の活用にあたっては、校内における活用の方針について十分検討し共通理解のもとに進めるとともに、支援員等が必要な知識なしに幼児児童生徒の支援に当たることのないよう、事前の研修等に配慮すること。

(7) 学校間の連絡

障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業時に学校間で連絡会を持つなどして、継続的な支援が実施できるようにすることが望ましいこと。

8. 厚生労働省関係機関等との連携

各学校及び各教育委員会等は、必要に応じ、発達障害者支援センター、児童相談所、保健センター、ハローワーク等、福祉、医療、保健、労働関係機関との連携を図ること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課（古川、富田、吉原）

TEL：03-5253-4111（内線3192）

03-6734-3192（直通）

参 考 情 報

特別支援教育を推進するために、下記情報を参照されたい。

○ 関係法令・通知等

主な関係法令・通知等は下記のとおりである。

- ・「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・「発達障害のある児童生徒等への支援について」(平成17年4月1日付け17文科初第211号文部科学省関係局長連名通知)
- ・「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・「学校教育法施行規則の一部改正等について」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号文部科学省初等中等教育局長通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成18年6月21日法律第80号)
- ・「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について」(平成18年7月18日付け18文科初第446号文部科学事務次官通知)
- ・「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について」(平成19年3月30日付け18文科初第1290号文部科学事務次官通知)

○ ガイドラインの活用

教育委員会及び学校が、発達障害のある児童生徒への教育支援体制を整備する際には、文部科学省において作成した下記ガイドラインを参照されたい。このガイドラインには、校長、特別支援教育コーディネーター、教員等が具体的に行うべきことについても収録されている。

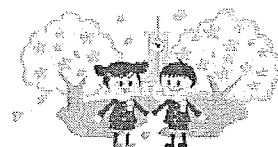
- ・「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm

○ インターネットによる情報

文部科学省及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の刊行物やホームページなどで提供する情報についても、下記により適宜参照されたい。

- ・ 文部科学省特別支援教育関係ホームページ：
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm
- ・ 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ：
<http://www.nise.go.jp/>
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>



教育委員会の概要 | 施策の概要 | 幼児教育 | 小・中学校教育 | 高等学校教育 | 特別支援教育
生涯学習・文化・スポーツ | 健康と安全 | 是正指導 | 人材育成・能力開発

広島県教育委員会ホーム

盲・ろう・養護学校の 学校名が変わりました。

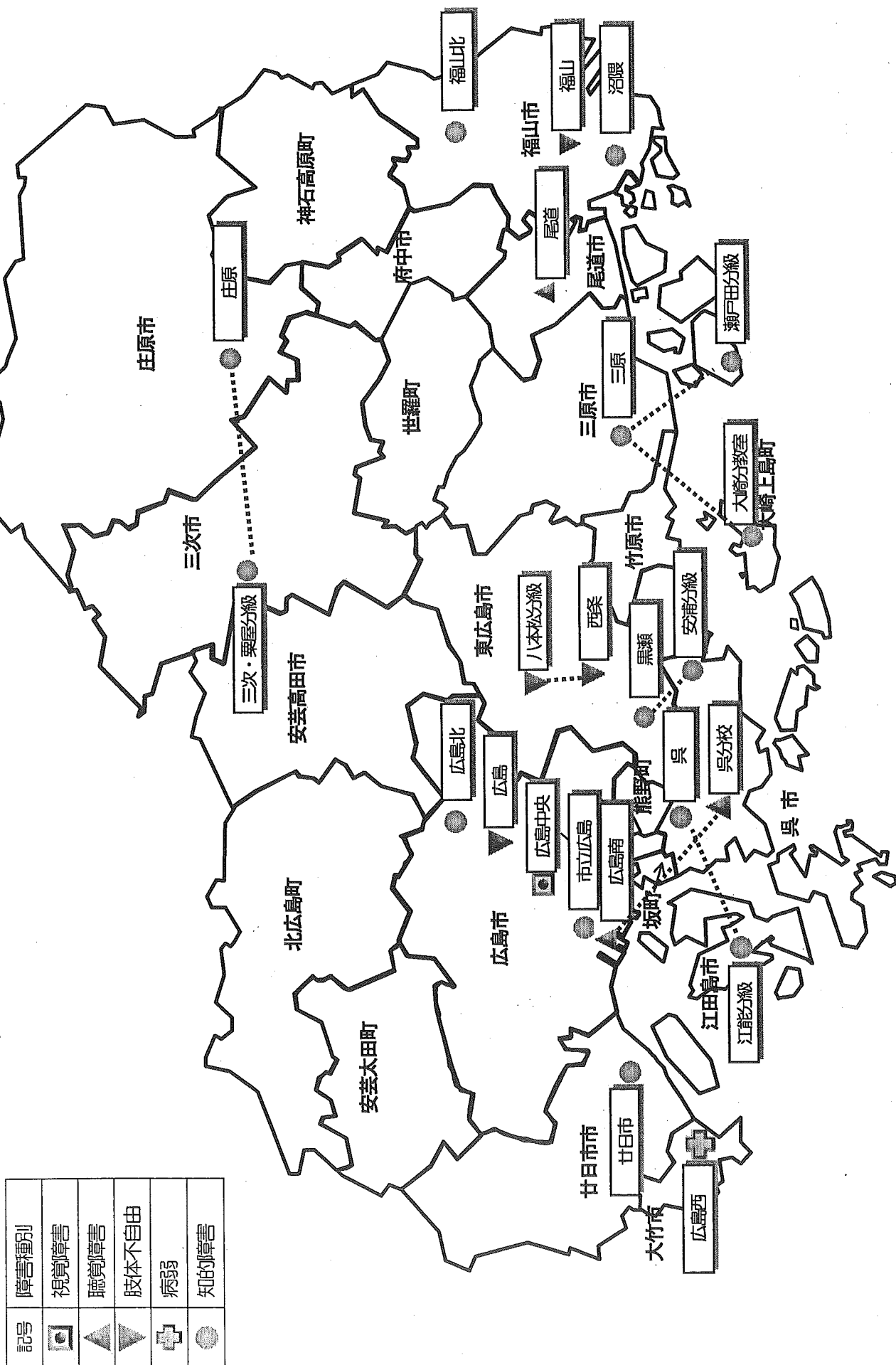
＝ 盲・ろう・養護学校は「特別支援学校」に ＝

平成19年4月1日から学校教育法の一部改正が施行されることに伴い、盲・ろう・養護学校の学校名が次のように変わりました。

改正前	改正後	
学校名	学校名	障害種別
広島県立盲学校	広島県立広島中央特別支援学校	視覚障害
広島県立広島ろう学校	広島県立広島南特別支援学校	聴覚障害
広島県立広島ろう学校 呉分校	広島県立広島南特別支援学校 呉分校	
広島県立尾道ろう学校	広島県立尾道特別支援学校	
広島県立広島養護学校	広島県立広島特別支援学校	肢体不自由
広島県立福山養護学校	広島県立福山特別支援学校	
広島県立西条養護学校	広島県立西条特別支援学校	
広島県立西条養護学校 八本松分級	広島県立西条特別支援学校 八本松分級	
広島県立広島西養護学校	広島県立広島西特別支援学校	病弱
広島県立廿日市養護学校	広島県立廿日市特別支援学校	
広島県立福山北養護学校	広島県立福山北特別支援学校	知的障害
広島県立三原養護学校	広島県立三原特別支援学校	
広島県立三原養護学校 瀬戸田分級	広島県立三原特別支援学校 瀬戸田分級	
広島県立三原養護学校 大崎分教室	広島県立三原特別支援学校 大崎分教室	
広島県立呉養護学校	広島県立呉特別支援学校	
広島県立呉養護学校 江能分級	広島県立呉特別支援学校 江能分級	
広島県立庄原養護学校	広島県立庄原特別支援学校	
広島県立庄原養護学校 三次・粟屋分級	広島県立庄原特別支援学校 三次・粟屋分級	
広島県立広島北養護学校	広島県立広島北特別支援学校	
広島県立沼隈養護学校	広島県立沼隈特別支援学校	
広島県立黒瀬養護学校	広島県立黒瀬特別支援学校	
広島県立黒瀬養護学校 安浦分級	広島県立黒瀬特別支援学校 安浦分級	
広島市立広島養護学校	広島市立広島特別支援学校	

※各学校の就学区域の変更はありません。

特別支援学校配置図 (平成19年4月1日現在)



平成19年度広島県の特別支援学校等の状況

特別支援学校の状況(平成19年5月1日現在)

学校名	障害種別	在籍者数				訪問教育	寄宿舎	スクールバス	備考
		計	幼稚部	小学部	中学部				
広島県立広島中央特別支援学校	視覚障害	89	5	14	14		○		
広島県立広島南特別支援学校	聴覚障害	85	15	38	20	12(0)	○		
広島県立尾道特別支援学校		15	3	6	2	4			
広島県立広島特別支援学校		99	15	3	2	2	○		
広島県立福山特別支援学校		61		23	11	65	○	肢体不自由児施設「県立福山若草園」隣接	
広島県立西条特別支援学校	肢体不自由	45		30	13	18	○	肢体不自由児施設「若草園」併設	
	八本松分級	9		13	15	17	○	児施設「若草療育園」併設	
広島県立広島西特別支援学校	病弱	24		9	0	0	○	広島県立障害者療育支援センター「わかば療育園」内設置	
広島県立廿日市特別支援学校		143		4	9	11	○	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター併設	
広島県立福山北特別支援学校		179		38	33	72	○		
広島県立三原特別支援学校		92		66	40	73	○		
	瀬戸田分級	22		9	20	63	○		
	大崎分教室	6		8	5	9	○		
広島県立呉特別支援学校		115		0	2	4	○		
	江能分級	10		27	29	59	○		
広島県立庄原特別支援学校	知的障害	49		2	4	4	○		
	三次・栗屋分級	6		5	6	38	○		
広島県立沼隈特別支援学校		197		56	40	101	○	重症心身障害児施設「子鹿学園」併設	
広島県立黒瀬特別支援学校		128		42	30	56	○		
	安浦分級	84		12	17	55	○	独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センター隣接	
広島市立広島特別支援学校		253		51	64	138	○	医療法人西本会「安浦病院」内設置	
本校16校 分級5校 分教室1校	計	1,735	26	461	376	872(34)	19校	4校	
	計						14校		

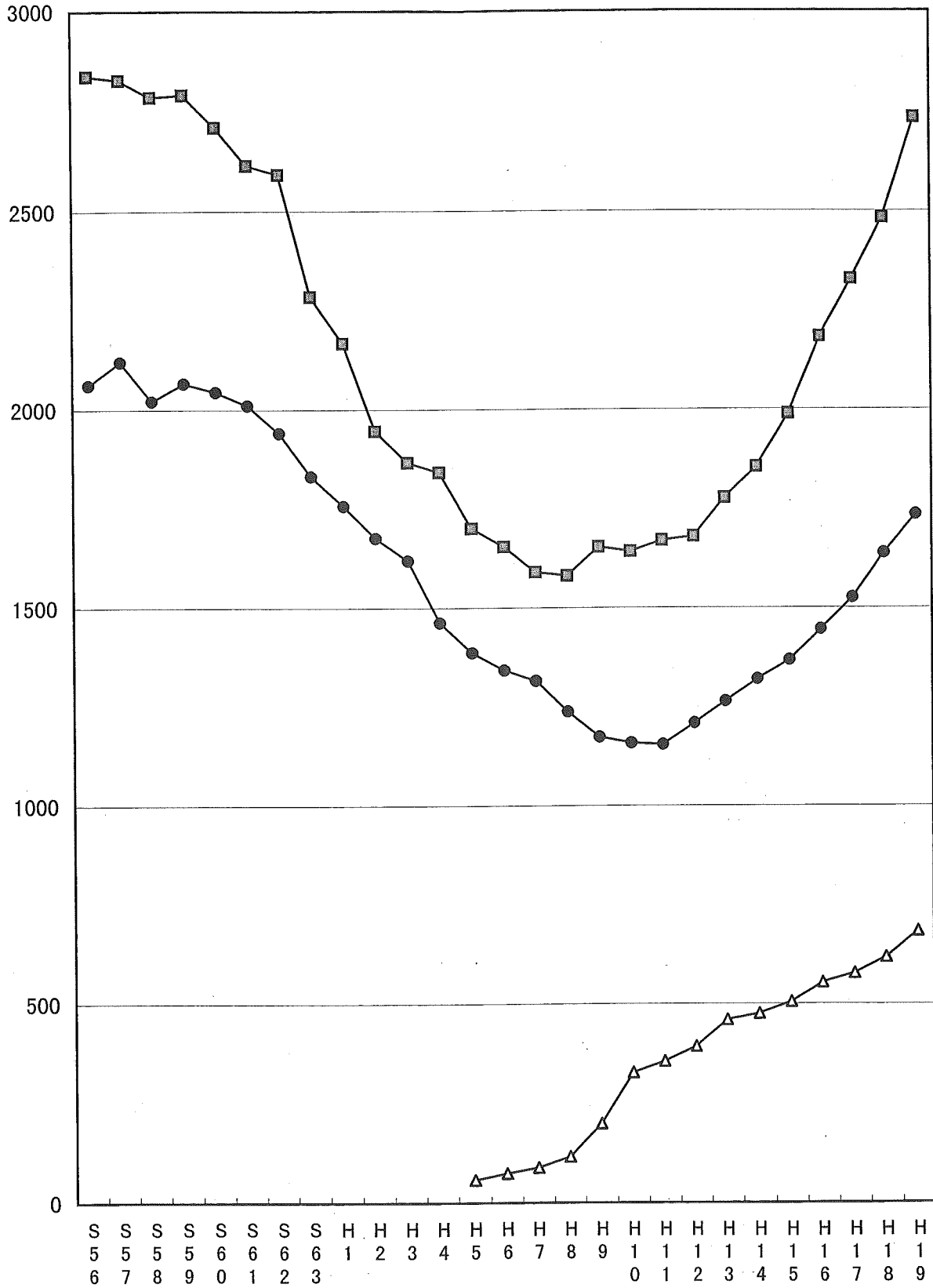
公立小・中学校の特別支援学級及び通級による指導の状況(平成19年5月1日現在)

区分	特別支援学級			通級による指導		
	設置学校数	学級数	在籍者数	学校数	教室数	児童生徒数
小学校	568	719	1,953	34	51	681
中学校	250	330	780	1	1	3
計	818	1,049	2,733	35	52	684

※特別支援学級の対象者
 知的障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、情緒障害者
 ※通級による指導の対象者
 言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱・身体虚弱者

県内特別支援学校等の在籍者数の推移

人



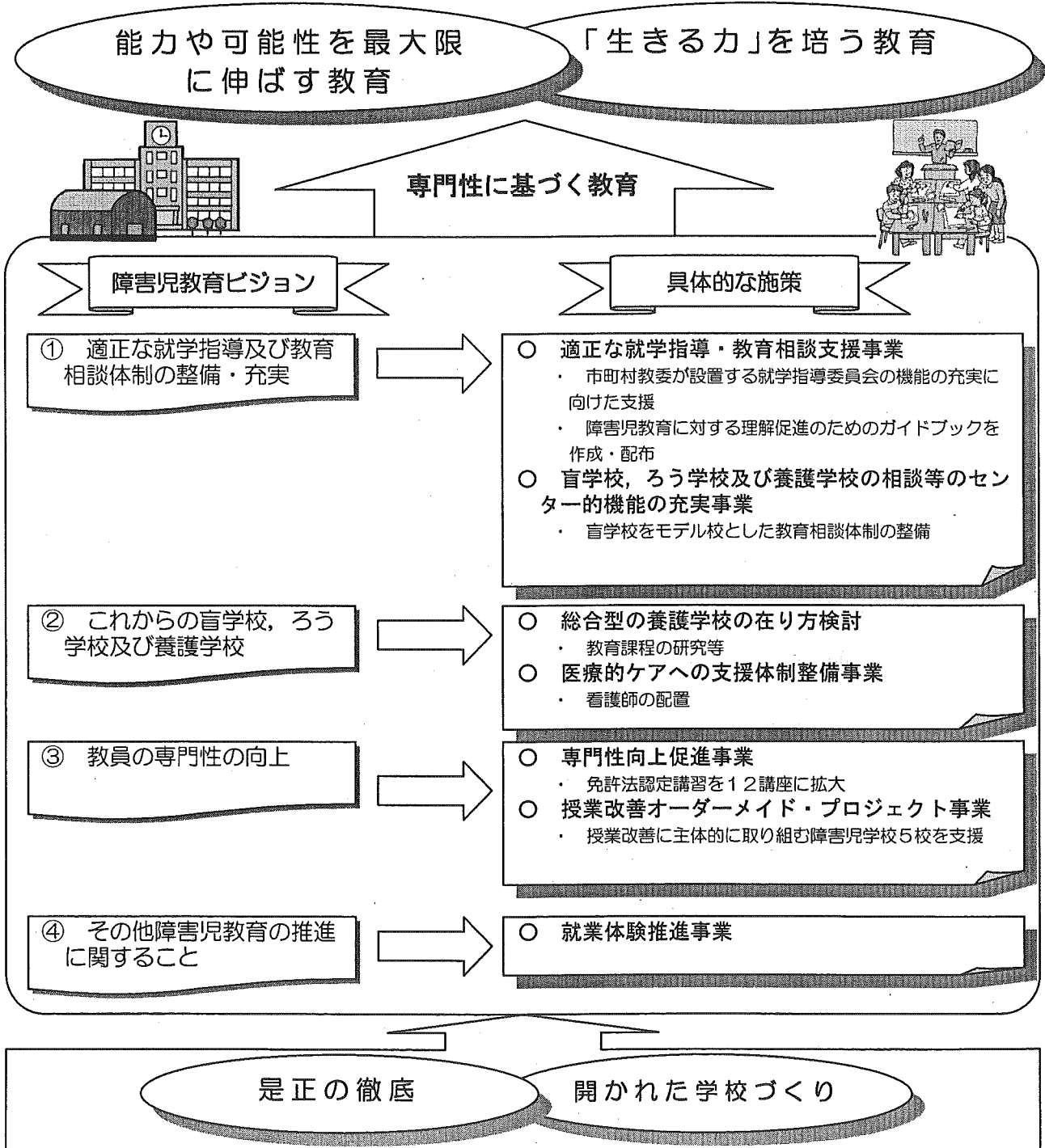
● 特別支援学校 (広島市立広島特別支援学校を含む)
 ■ 特別支援学級
 ▲ 通級による指導

障害児教育ビジョン推進事業

1 事業目的

「広島県障害児教育ビジョン」に基づき、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を推進する。

2 事業内容



3 予算額

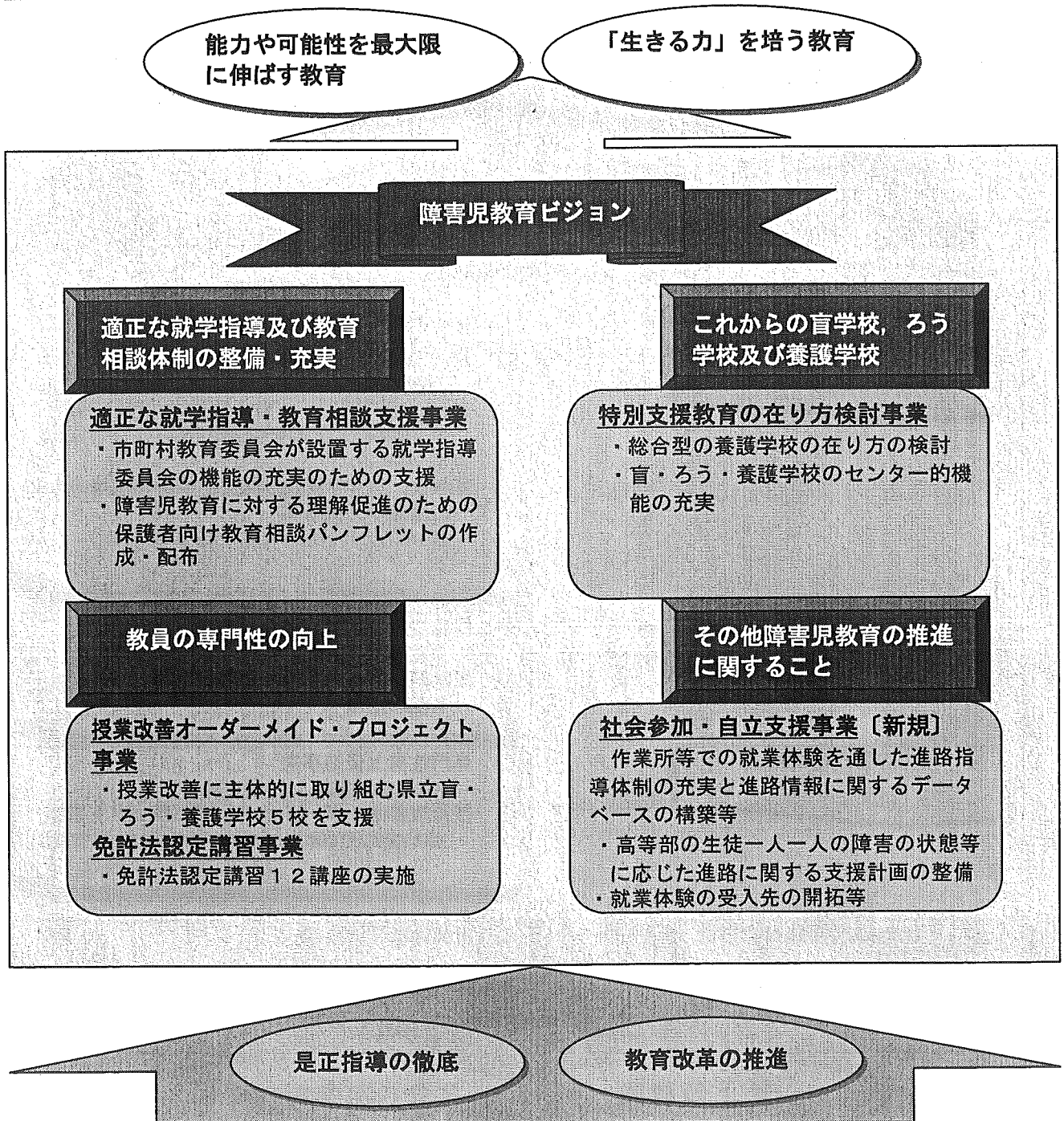
14,722千円(新規)

障害児教育ビジョン推進事業

1 事業目的

是正指導の徹底と教育改革の推進を図る中で、「能力や可能性を最大限に伸ばす教育」、「『生きる力』を培う教育」の推進を基本方針として策定した「広島県障害児教育ビジョン」に基づき、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた専門性に基づくきめ細かな教育を行う。

2 事業内容



3 予算額

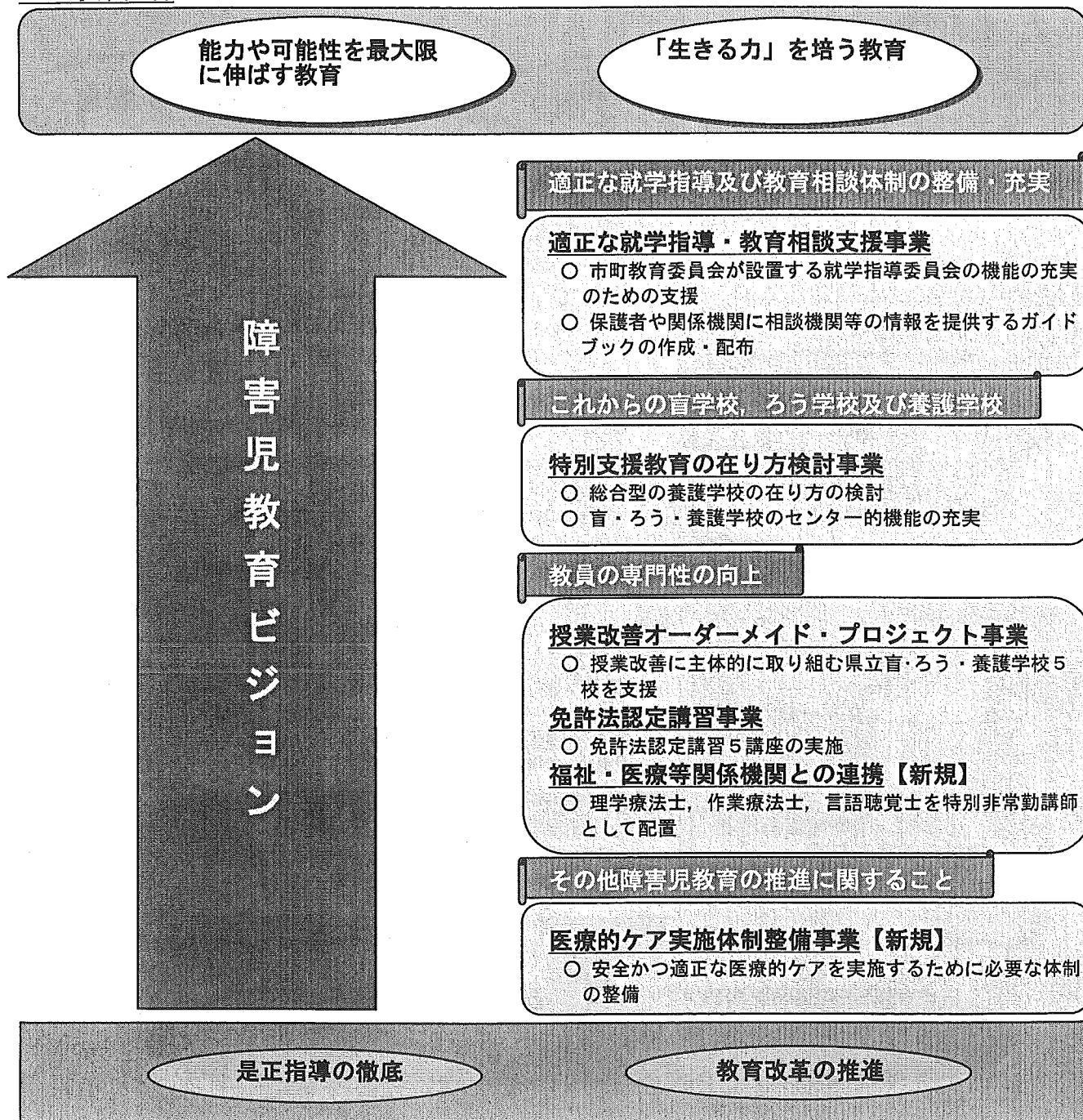
17,725千円（前年度14,722千円）

障害児教育ビジョン推進事業

1 事業目的

「広島県障害児教育ビジョン」に基づき、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を推進する。

2 事業内容



3 予算額

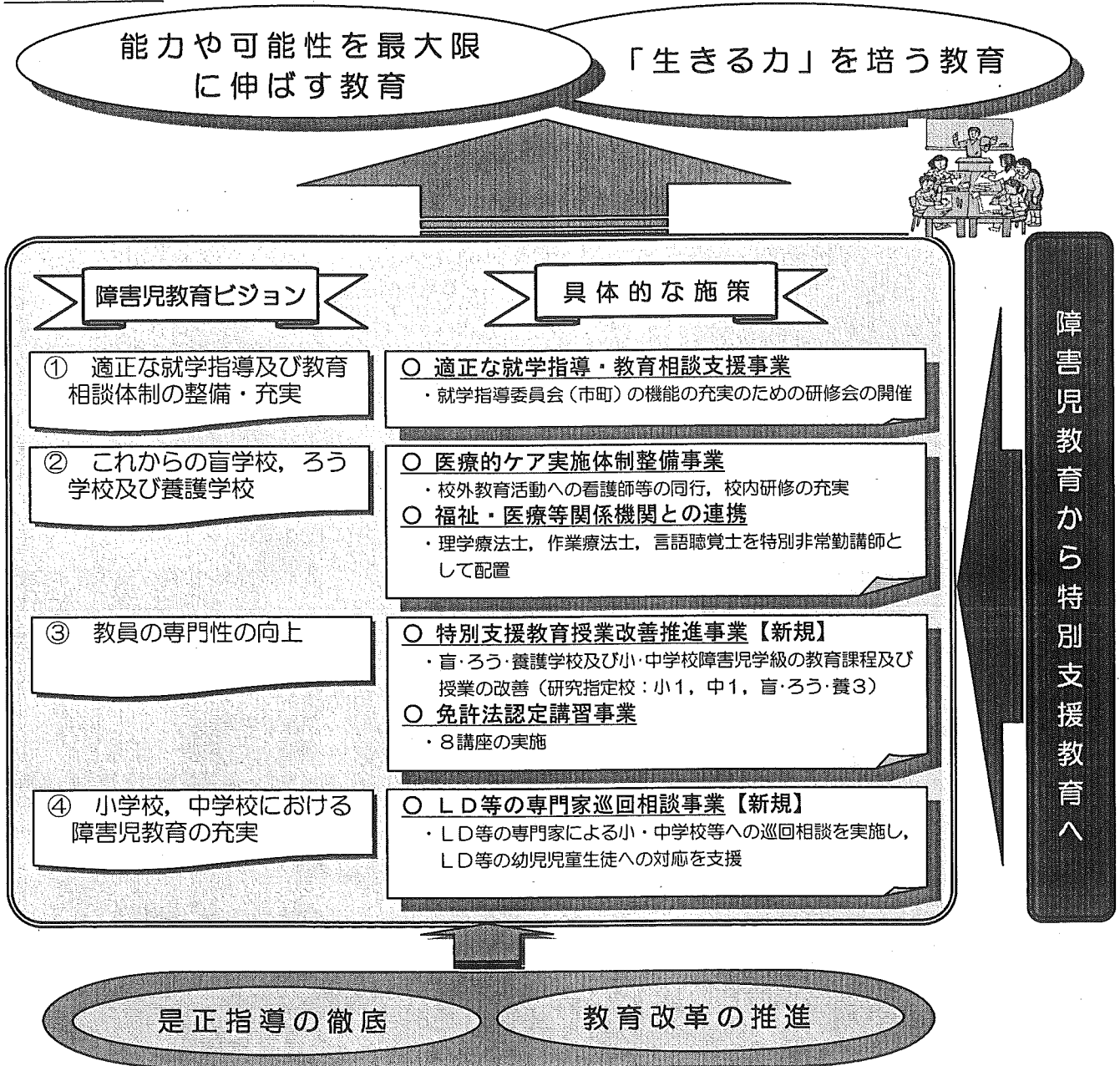
23,734千円（前年度 17,725千円）

特別支援教育充実事業

1 事業目的

LD, ADHD, 高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を行うとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を実施する。

2 事業内容



3 予算額

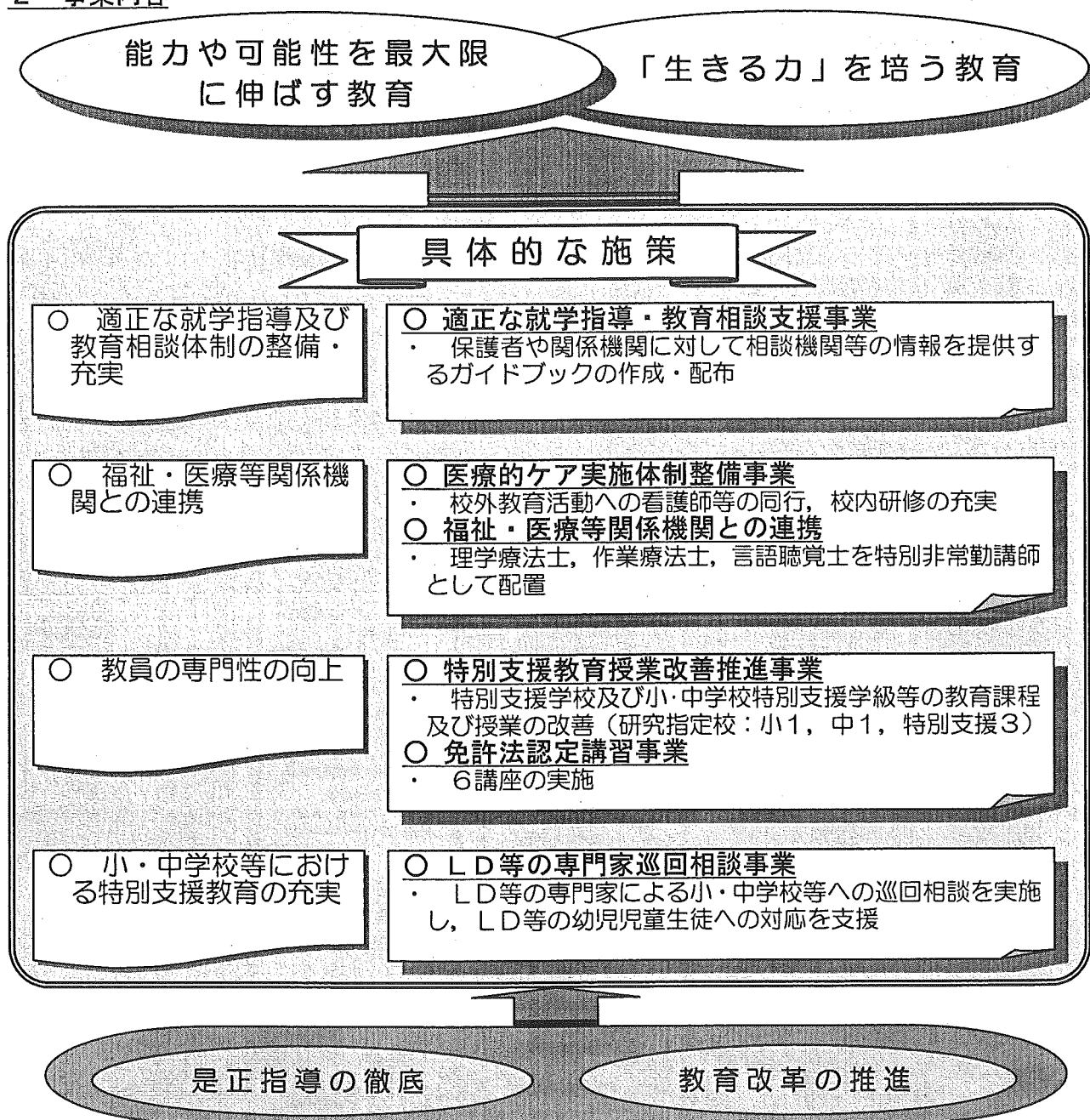
27,593千円（前年度 23,734千円（障害児教育ビジョン推進事業））

特別支援教育充実事業

1 事業目的

LD, ADHD, 高機能自閉症等を含む障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を行うとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育を実施する。

2 事業内容

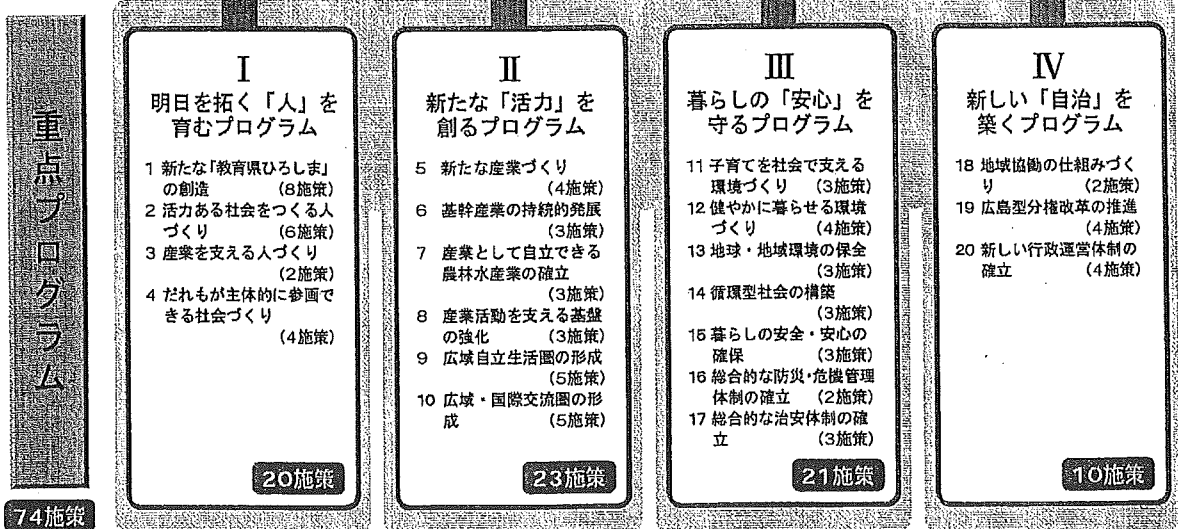


3 予算額

33,696千円(前年度 27,593千円)

重点プログラムの構成

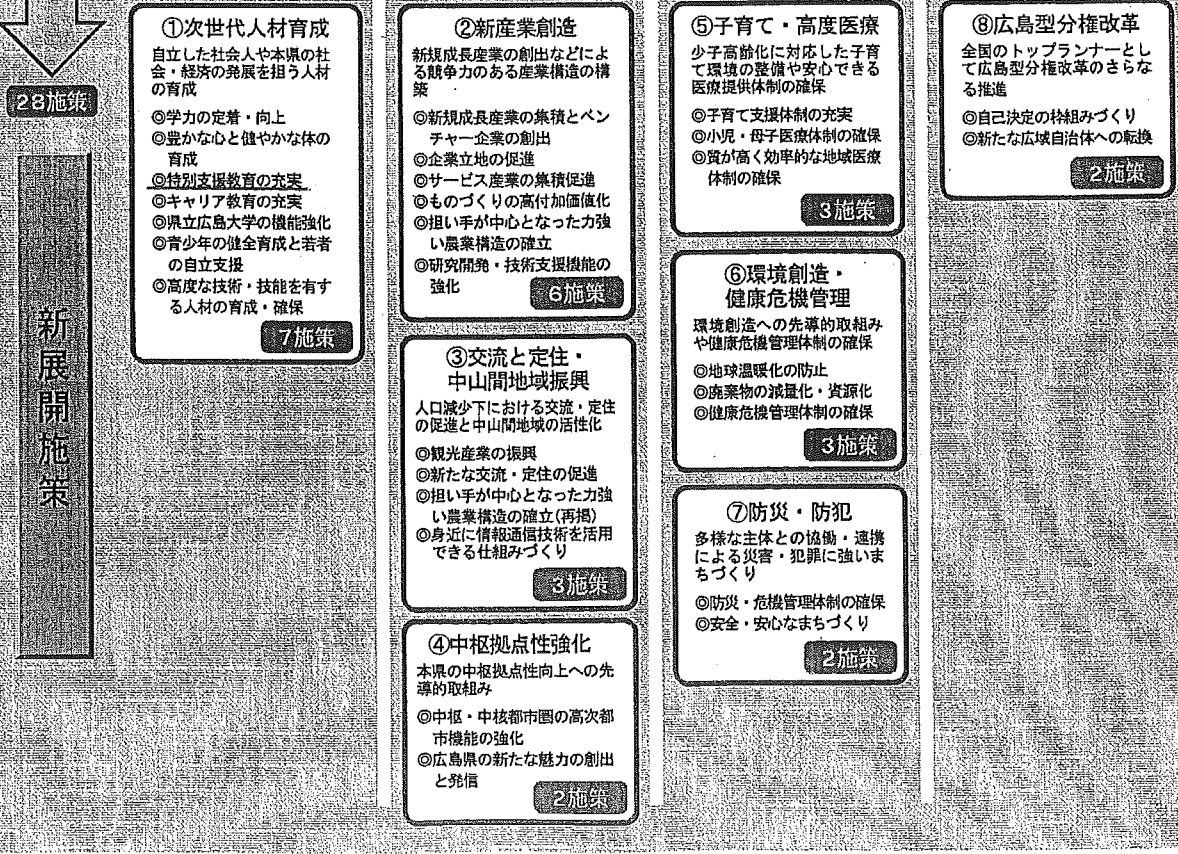
4プログラム 20政策 74施策 186基本事業
 基本目標 ～活力と安心 希望のある「元気な広島県」の実現～



74施策

選択

「少子高齢・人口減少社会」、「成熟・グローバル経済社会」、「分権・地域協働社会」への移行などの時代潮流を踏まえて、先導的または集中的に取り組むべき課題に対応するため、8つの視点から新たな取り組みが必要な施策を「新展開施策」として位置づけ、積極的に推進する。



28施策

新展開施策

(3) 特別支援教育の充実

現状と課題

- 小・中学校等に在籍するLD※1等の発達障害のある幼児児童生徒に対する適切な指導や必要な支援が、喫緊の課題となっています。
- 盲・ろう・養護学校では、福祉・医療・雇用関係機関と連携した専門的・総合的な教育の充実が求められています。

めざす姿

★障害のある幼児児童生徒一人ひとりが自立し、社会参加することを可能とする力の定着

取組みの方向

- 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力や可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行います。
- 盲・ろう・養護学校において、教員の意識改革及び資質向上を図り、教育の専門性を高めるとともに、高等部生徒が卒業後に自立し、社会参加できるよう教育の充実を図ります。
- 従来の障害児教育の対象者に加え、LD等の幼児児童生徒についても、自立し、社会参加できるよう、学校が行う取組みを支援するとともに、盲・ろう・養護学校を再編整備するなど、特別支援教育の充実を進めます。

基本事業

番号	事業概要	事業指標		
		指標名	現状値 (H17)	目標値 (H20)
11	◆特別支援教育の充実 ○教員の意識改革及び資質向上 ・授業改善に向けた校内研究の推進 ・免許法認定講習の実施 ・職業教育に関する教育課程の研究 ○特別支援教育体制の整備 ・LD, ADHD※2等の幼児児童生徒に対する指導や支援 ・地域の特別支援教育のセンター的機能の発揮 (盲・ろう・養護学校) ・児童生徒の支援体制の整備、個別の教育支援計画の作成 (小・中学校) ・モデル校での支援体制の研究 (幼稚園・高等学校) ・巡回相談の実施 (幼・小・中・高)、特別支援教育コーディネーター (小・中) の養成、指導事例集の作成・配布、広域特別支援連携協議会による支援ネットワークづくり、盲・ろう・養護学校の再編整備 (県教育委員会) ○適切な就学指導・教育相談支援 ・市町教育委員会の就学指導担当者等に対する研修 ・障害のある子どもと保護者のための教育相談ガイドブックの作成・配布 ○盲・ろう・養護学校への看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の配置	特殊教育教諭免許状保有率 (県立盲・ろう・養護学校)	54.7%	80%
		高等部卒業生の就職率 (公立盲・ろう・養護学校)	11.3% (H17.3卒)	20%

※1 LD: 学習障害 (Learning Disabilities)。全般的な知的発達に遅れはないが、特定の能力 (聞く、書く、計算するなど) の習得と使用に著しい困難を示す状態。

※2 ADHD: 注意欠陥/多動性障害 (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)。不注意、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害。

※ p.24～p.33 における「特別支援学校」は、平成 18 年度以前は「盲・ろう・養護学校」。学校名は、平成 19 年度のデータを示す場合は平成 19 年 4 月 1 日現在の学校名で表記。

広島県障害児教育ビジョン 1 適正な就学指導及び教育相談体制の整備・充実

1 広島県障害児教育ビジョン策定時の課題

- 市町の就学指導委員会の機能の充実，保護者等への十分な情報提供
- 関係機関が一体となった相談支援体制の整備
- 盲・ろう・養護学校のセンター的機能の充実

2 施策の実施状況・現状

(1) 適正な就学指導・教育相談支援事業（平成 15 年度～）

ア 就学指導担当者に対する研修の実施

年度	回数	参加者	研修内容
H15	4回	132人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児教育の現状について ・ 就学制度，就学事務について ・ 就学指導の在り方について ・ 障害特性に基づく指導上の配慮等について （19年度は予定）
H16	6回	164人	
H17	8回	324人	
H18	8回	699人	
H19	1回	45人	

イ 保護者等へ相談機関等の情報提供のためのガイドブックの作成・配布（平成 15 年度～）

年度	作成・配布部数
H15	1,000部
H16	3,800部
H17	3,800部
H18	1,700部
H19	1,700部

※ 広島県教育委員会教育長のホームページ「ホットライン教育ひろしま」に掲載

ウ 義務教育段階の児童生徒就学状況（各年度 5 月 1 日現在の状況）

(%)

年 度	①②③の児童生徒の割合		①特別支援学校在籍者の割合		②特別支援学級在籍者の割合		③通級による指導を受けている児童生徒の割合	
	全国	広島県	全国	広島県	全国	広島県	全国	広島県
H11	1.229	0.959	0.415	0.205	0.594	0.624	0.219	0.130
H14	1.477	1.169	0.458	0.249	0.733	0.736	0.285	0.185
H17	1.744	1.474	0.499	0.299	0.889	0.945	0.356	0.230
H18	1.864	1.584	0.519	0.324	0.963	1.012	0.382	0.248

エ 市町教育委員会の就学指導委員会の状況

委員の構成		平均人数	就学指導上の課題
医師		2.4人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療関係の専門家の確保 ・ 専門性のある教育相談員の確保 ・ 実態把握・教育相談の在り方 ・ 関係機関との連携 ・ 保護者と意見が相違した場合の対応 ・ 十分な情報交換・意見交換による就学指導委員会の充実
教員	特別支援学校	1.1人	
	幼稚園，保育所，小・中学校	13.8人	
学識経験者		0.9人	
児童福祉施設の職員		1.0人	
市町教育委員会の指導主事等		0.3人	
地域の民生委員等		0.5人	
保護者・障害者団体の代表		0.1人	
その他（福祉・保健関係者等）		2.3人	
計		22.4人	

（平成 18 年 7 月に県内 23 市町に対して実施した調査の結果：特別支援教室調べ）

(2) 特別支援学校のセンター的機能(*)の充実(平成15年度～)

ア 専任の教育相談主任の配置

年度	専任の教育相談主任の配置校	教育相談主任 連絡協議会
H15	●広島中央特別支援学校(視覚障害)	—
H16	●広島南特別支援学校(聴覚障害), 広島北特別支援学校(知的障害)	3回
H17	●広島特別支援学校(肢体不自由)	4回
H18	●呉特別支援学校(知的障害)	4回
H19	▼▼▼▼	3回(予定)

イ 特別支援教育コーディネーター(*)養成研修の実施(平成16年度～)

年度	回数等
H16	3回:専任の教育相談主任を対象に2回, 全員を対象に1回
H17	4回:1回は小中学校と合同実施
H18	7回:全員を対象に3回, 初任者を対象に3回・経験者を対象に1回(小中学校と合同実施)
H19	4回:初任者を対象に3回・経験者を対象に1回(小中学校と合同実施予定)

※ 県立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修の実施状況

ウ 専任の教育相談主任配置校の教育相談(小・中学校等の教員への支援)の状況

年度	広島中央 特別支援学校	広島南 特別支援学校	広島 特別支援学校	呉 特別支援学校	広島北 特別支援学校
H18	97回	56回	10回	194回	104回

※ 数字は延べ回数

エ 小・中学校等の教員等を対象とした研修会等の実施状況

年度	実施校	回数	参加人数
H17	6校	11回	163人
H18	13校	22回	448人

※ 実施校は, 分校・分級・分教室を含む。参加人数は, 実施校の教職員を含まない。

(用語解説)

(*) 特別支援学校のセンター的機能

障害のある幼児児童生徒, 保護者, 小・中学校等の教員等に対して教育相談を行うなど, 各学校の教員の専門性や施設・設備等を生かした地域における特別支援教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすこと。

【特別支援学校に期待されるセンター的機能の例】

- ・ 小・中学校等の教員への支援機能
- ・ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ・ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ・ 福祉, 医療, 労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ・ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- ・ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

(*) 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として, 校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

広島県障害児教育ビジョン 2 これからの盲学校、ろう学校及び養護学校

1 ビジョン策定時の課題

- 総合型の養護学校の設置
- 高等養護学校の設置
- 盲学校、ろう学校及び養護学校の適正配置

2 施策の実施状況・現状

- (1) 広島県立盲学校、ろう学校及び養護学校の就学区域に関する規則（平成15年10月21日教育委員会規則第9号）の制定
- (2) 庄原養護学校三次・粟屋分級及び黒瀬養護学校安浦分級の小学部・中学部の廃止（平成16年3月31日）
- (3) 「盲学校、ろう学校又は養護学校の小・中学部への学齢超過者の入学許可基準について」「盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部普通科への過年齢者の入学許可基準について」の制定（平成16年度入学者から適用）
- (4) 総合型の養護学校の在り方の検討（平成15年度～平成17年度）
広島養護学校、福山養護学校を指定校とし、教育課程の研究を実施。
- (5) 在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

障害種別	学校	S57	S62	H4	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
視覚障害	広島中央	173	129	100	72	76	71	68	65	63	72	69	78	83	89	
	広島南	125	108	80	53	51	56	55	64	71	74	77	78	84	85	
聴覚障害	呉分校	29	13	7	9	12	12	14	13	14	13	12	12	13	15	
	尾道	38	30	17	10	11	8	8	4	2	6	9	11	15	15	
肢体不自由	広島	214	190	137	90	82	86	89	93	105	93	103	87	92	99	
	福山	130	104	83	65	61	58	59	66	73	73	71	71	65	61	
	西条	82	94	83	77	84	81	76	76	73	70	58	52	53	45	
	八本松分級		19	16	18	19	12	12	8	9	8	6	7	8	9	
病弱	広島西	134	155	95	42	37	31	31	30	32	31	26	29	25	24	
知的障害	廿日市	246	247	138	74	78	86	96	87	88	95	103	106	125	143	
	福山北	169	132	68	68	66	60	78	99	107	114	134	150	171	179	
	三原	119	75	61	51	54	63	74	83	84	94	92	88	79	92	
	瀬戸田分級	7	4	5	4	3	4	4	4	4	3	7	10	15	22	
	大崎分教室	5	4	3	3	5	4	4	6	6	4	4	3	4	6	
	呉	266	161	108	64	55	55	57	71	73	76	83	97	110	115	
	江能分級	17	20	26	15	14	12	9	11	10	8	7	9	10	10	
	庄原	73	45	31	22	20	21	22	26	35	43	44	47	51	49	
	三次・粟屋分級	33	23	8	20	19	22	24	26	23	16	15	12	9	6	
	三次・河内分級	38	20	9	1	1	廃止									
	広島北			134	100	99	104	97	92	94	102	123	153	179	197	
	沼隈	22	86	92	94	99	95	102	101	106	108	111	112	121	128	
	黒瀬	49	84	55	25	26	23	24	29	38	54	60	63	69	84	
	安浦分級	42	39	13	9	9	10	11	9	10	11	12	12	9	9	
広島市立広島	110	159	93	187	177	180	194	200	199	199	219	238	248	253		
合計		2121	1941	1462	1173	1158	1154	1208	1263	1319	1367	1445	1525	1638	1735	

※ 西条特別支援学校八本松分級、広島北特別支援学校の空欄は、その時点で未設置。広島市立広島特別支援学校の昭和57年の数値は、当時の廿日市養護学校吉島分校としての在籍者数。

(6) 障害種別・学部別在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

区分	S57	S62	H4	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	
障害種別	視覚障害	173	129	100	72	76	71	68	65	63	72	69	78	83	89
	聴覚障害	192	151	104	72	74	76	77	81	87	93	98	101	112	115
	肢体不自由	426	407	319	250	246	237	236	243	260	244	238	217	218	214
	病弱	134	155	95	42	37	31	31	30	32	31	26	29	25	24
	知的障害	1196	1099	844	737	725	739	796	844	877	927	1014	1100	1200	1293
学部	幼稚部	42	27	25	32	35	30	27	27	29	30	20	22	24	26
	小学部	858	497	379	338	335	333	328	364	383	390	436	441	487	461
	中学部	545	562	302	272	256	229	230	239	257	273	288	307	321	376
	高等部	676	855	756	531	532	562	623	633	650	674	701	755	806	872
合計	2121	1941	1462	1173	1158	1154	1208	1263	1319	1367	1445	1525	1638	1735	

最多

最少

(7) 1校当たりの在籍者数（平成18年5月1日現在）

区分	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	病弱	知的障害
全国	51.9人	62.9人	95.0人	46.0人	131.6人
広島県	83.0人	37.3人	72.7人	25.0人	133.3人

(8) 重複障害学級在籍状況（平成18年5月1日現在）

障害種別	全国			広島県		
	全在籍者数	重複障害学級		全在籍者数	重複障害学級	
		在籍者数	在籍率		在籍者数	在籍率
視覚障害	3,688	770	20.9%	83	31	37.3%
聴覚障害	6,544	895	13.7%	112	20	17.9%
肢体不自由	18,717	12,945	69.2%	218	143	65.6%
病弱	4,190	1,650	39.4%	25	15	60.0%
知的障害	71,453	18,271	25.6%	1,200	284	23.7%
合計	104,592	34,531	33.0%	1,638	493	30.1%

(9) 学齢超過者・過年齢者の在籍状況

年度	在籍校数	在籍者数
H14	12校	62人
H19	2校	10人

(10) 就職率の推移

(%)

年	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
全国	27.7	26.8	24.9	23.2	22.0	20.5	19.4	20.4	20.5	22.7	
広島	18.4	13.1	10.5	10.3	6.3	7.5	5.9	8.3	11.3	9.8	14.8

※ 各年3月，高等部卒業者の就職率（専攻科を除く）

広島県障害児教育ビジョン 3 教員の専門性の向上

1 広島県障害児教育ビジョン策定時の課題

- 特殊教育教諭免許状保有率の向上
- 専門的な研修等の機会の充実
 - ・ 長期研修等への計画的な派遣
 - ・ 授業研究等への支援
- 福祉、医療等関係機関との連携

2 施策の実施状況

(1) 免許法認定講習実施状況・免許状保有状況

年度	認定講習実施状況		免許状保有状況
	科目数	受講者数	
H14	12	1,493 (721)	36.2%
H15	12	2,034 (1,081)	37.7%
H16	12	1,708 (909)	45.2%
H17	5	835 (488)	54.7%
H18	8	1,201 (685)	56.6%
H19	6	1,140	

※ 「受講者数」の()内は、県立特別支援学校受講者数で内数。19年度の受講者数は定員。

※ 「免許状保有状況」は、各年度5月1日現在の県立特別支援学校本務者(部主事・教諭)の在籍校種の免許状の保有率。

(2) 免許状保有状況等(平成19年3月23日現在)

保有見込み		単位修得中	単位未修得者	未出願者
免許状保有者	出願中			
64.3%	10.8%	11.2%	12.5%	1.2%
75.1%				

※ 「単位修得中」は在籍校種の2種免許状に係る単位を修得中の者。「単位未修得者」は、在籍校種に係る単位を全く修得していない者。「未出願者」は、免許上の取得要件を満たしているにもかかわらず、免許取得の出願をしていない者。

※ 県立特別支援学校本務者(部主事・教諭)の在籍校種の免許状の保有等に関する状況。

(3) 県立教育センターにおける専門性向上の取組み

ア 研修講座等実施状況(特別支援教育関係)

年度	専門研修講座			サテライト研修講座	
	講座数	日数	受講者数	講座数	実施件数
H14	10	19	598	—	—
H15	5	7	460	3	18
H16	4	7	460	7	35
H17	4	7	478	7	20
H18	5	11	390	6	46
H19	5	10	400	6	41

※ 「専門研修講座」の「日数」は、各講座の実施日数の総計。「受講者数」は、受講決定者数で述べ人数。19年度の「受講者数」は定員数。

※ 「サテライト研修講座」は、サテライト研修を希望する学校等を募集し、校内研修等を支援する研修。「実施件数」は、延べ実施件数。19年度は予定。

イ 学校訪問等指導実施状況(特別支援教育関係)

(回:延べ実施件数)

年度	計	内 訳					
		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	研究会等
H14	44	0	19	1	0	24	0
H15	103	0	56	1	0	30	16
H16	201	0	113	5	2	70	11
H17	103	0	60	6	0	28	9
H18	126	3	75	7	2	32	7

(4) 長期研修への派遣

年度	県立特別支援学校				市町立学校		
	国立特殊教育総合研究所	県立教育センター	大学	その他	国立特殊教育総合研究所	県立教育センター	大学
H14	2	3	2	1	2	2	3
H15	4	2	2	0	2	1	0
H16	5	3	2	0	2	1	1
H17	4	6	0	0	2	2	0
H18	3	2	1	0	0	1	0
H19	2	3	1	1	2	1	0

※ 19年度は予定。

(5) 授業研究への支援：授業改善オーダーメイド・プロジェクト事業（平成15年度～17年度）
：特別支援教育授業改善推進事業（平成18年度～）

年度	実施校		授業改善連絡協議会
	県立特別支援学校	小・中学校	
H15	6校	—	—
H16	5校	—	—
H17	5校	—	4回
H18	3校	小学校1校，中学校1校	3回
H19	3校	小学校2校	3回

※ 「授業改善連絡協議会」は、研究指定校の研究成果の普及を図るために、県立特別支援学校の研究主任，小・中学校の特別支援学級担任，教育センター指導主事が出席。

(6) 授業改善等の状況

年度	公開授業研究会の実施	研究紀要の作成	研究成果の普及
H14	1校	2校	—
H17	22校	12校	盲・ろう・養護学校授業改善ハンドブックの作成・配布（4千部）
H18	22校	17校	特別支援教育ハンドブックNo.1の作成・配布（2,300部）

※ 「研究紀要の作成」は、分校・分級・分教室を含む。

(7) 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士の配置（平成17年度～）

専門家	役割	19年度配置校
理学療法士	肢体不自由のある児童生徒に対する姿勢等の指導	17校
作業療法士	知的障害，肢体不自由のある児童生徒に対する作業等の指導	21校
言語聴覚士	聴覚障害のある児童生徒に対する言語等の指導	3校

※ 県立特別支援学校における配置状況，「19年度配置校」は、分校・分級・分教室を含む。

(8) 看護師の配置（平成15年度～）

年度	医療的ケアを必要とする児童生徒数	学校数	看護師人数
H15	65人	10校	10人
H16	82人	9校	12人
H17	97人	10校	13人
H18	97人	10校	14人
H19	88人	10校	14人

※ 県立特別支援学校における各年度5月1日現在の状況。「医療的ケアを必要とする児童生徒数」の人数には、西条特別支援学校，広島西特別支援学校の児童生徒を含まない。

※ 安全かつ適正な医療的ケアの実施体制整備を図るために，平成18年度に「医療的ケアハンドブック」を200部作成・配布。

広島県障害児教育ビジョン 4 小学校、中学校における障害児教育の充実

1 広島県障害児教育ビジョン策定時の課題

- 障害児学級における指導の充実
- 障害児学級担任、通級による指導担当教員の専門性の向上
- 学習障害児等への教育的支援

2 施策の実施状況

(1) 国委嘱事業：特別支援教育推進体制モデル事業（平成15・16年度）

国委嘱事業：特別支援教育体制推進事業（平成17年度～）

ア 対象地域等

年度	対象地域	実施校			
		小・中学校	幼稚園	高等学校	特別支援学校
H15・16	東広島市、黒瀬町	35校	0校	0校	3校
H17	全ての市町	833校（全校）	27校	2校	4校
H18	全ての市町	826校（全校）	51校	3校	5校
H19	全ての市町	818校（全校）	73校	11校	5校

イ 特別支援教育コーディネーター養成研修の実施（平成18年度）

対象	回数	参加人数	研修内容
新任者	3回	897人	特別支援教育概論、関係機関との連携、教育相談の進め方、個別の教育支援計画等の作成、LD等の児童生徒の理解と支援
経験者	1回	168人	校内支援体制の構築のための特別支援教育コーディネーターの活動、校内委員会の機能化

※ 各回ごとに県内3会場で実施

(2) LD等の専門家巡回相談事業（平成18年度～）

医師、大学教授等の専門家が、学校の要請に応じて小・中学校等を訪問し、LD等の児童生徒の実態把握や指導方法、個別の教育支援計画の作成等について助言。

計	校種別実施状況				設置者別実施状況	
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	市町立学校	県立高等学校
262件	4件	197件	48件	13件	250件	12件

※ 平成18年度の実施状況

(3) 校内体制の整備状況（平成18年9月1日現在）

ア 公立幼稚園

事項	校内委員会	実態把握	特別支援教育コーディネーター	個別の指導計画	個別の教育支援計画	巡回相談
全国	32.7%	62.2%	29.4%	18.0%	10.5%	60.4%
広島県	53.2%	64.6%	72.2%	31.6%	17.7%	27.8%

イ 公立小学校

事項	校内委員会	実態把握	特別支援教育コーディネーター	個別の指導計画	個別の教育支援計画	巡回相談
全国	96.3%	86.8%	93.3%	42.3%	20.9%	66.0%
広島県	100.0%	83.0%	100.0%	53.4%	36.0%	56.4%

ウ 公立中学校

事項	校内委員会	実態把握	特別支援教育コーディネーター	個別の指導計画	個別の教育支援計画	巡回相談
全国	94.7%	76.5%	90.9%	30.2%	17.6%	49.8%
広島県	100.0%	73.3%	100.0%	35.8%	22.5%	36.9%

エ 公立高等学校

事項	校内委員会	実態把握	特別支援教育コーディネーター	個別の指導計画	個別の教育支援計画	巡回相談
全国	25.2%	29.4%	18.5%	3.6%	3.2%	19.7%
広島県	9.7%	19.4%	7.5%	4.3%	1.1%	5.4%

※ ア～エのいずれも文部科学省の調査結果。％は実施済みの学校数を表す。「全国」の欄は、政令指定都市を含む。「広島県」の欄は、広島市を除く。

(用語解説)

【校内委員会】学校内に置かれた発達障害等の児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

【個別の指導計画】幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程、指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ指導計画。

【個別の教育支援計画】幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

(4) リーフレットの作成・配布

年	リーフレット・冊子名
H12	みつめよう一人一人をー学習上特別な配慮が必要な子どもたちー(学習障害のある子どもの理解に向けて)
H14	つまずきへのサポート(学習障害支援のためのヒント集)
H16	学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等の子どもたちの理解と支援
H17	笑顔のために(小・中学校等における特別支援教育推進のヒント集)
H18	一人一人が輝くために(小・中学校における障害のある児童生徒のための支援体制づくり)

(5) 特別支援教育授業改善推進事業(平成18年度～)(P.29に掲載)

(6) 公立小・中学校特別支援学級担任及び通級による指導担当教員の特別支援学校教諭免許状の保有状況

区分	区分	保有率	全国
特別支援学級	小学校	29.5%	32.0%
	中学校	23.5%	26.0%
	計	27.6%	30.2%
通級による指導	小学校	61.0%	—

※ 平成18年5月1日現在の本務者の状況。
 ※ 「全国」は、平成17年5月1日現在の状況。通級による指導の全国状況はデータなし。

(7) 公立小・中学校特別支援学級担任の特別支援教育経験年数

経験年数	小学校	中学校
5年以下	68.9%	61.8%
6年以上10年以下	16.5%	20.1%
11年以上15年以下	6.3%	9.2%
16年以上20年以下	3.9%	5.3%
21年以上25年以下	2.4%	2.0%
26年以上30年以下	1.4%	1.3%
31年以上35年以下	0.4%	0.3%

※ 平成18年5月1日現在の状況。特別支援教育室調べ。
 ※ 経験年数には、特別支援学校の経験年数を含む。
 ※ 四捨五入のため、「小学校」の経験年数の割合の計は100%にならない。

(8) 平成18年度県立教育センターにおける特別支援教育相談状況(件数)

区分	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	重複	自閉症	軽度発達障害	その他	合計
電話	1	1	22	0	0	2	9	46	17	98
	1.0%	1.0%	22.5%	0.0%	0.0%	2.0%	9.2%	46.9%	17.4%	100.0%
来所	0	0	26	0	0	0	9	54	30	119
	0.0%	0.0%	21.8%	0.0%	0.0%	0.0%	7.6%	45.4%	25.2%	100.0%
合計	1	1	48	0	0	2	18	100	47	217
	0.5%	0.5%	22.1%	0.0%	0.0%	0.9%	8.3%	46.1%	21.6%	100.0%

※ 件数は、延べ件数を示す。

広島県障害児教育ビジョン 5 その他障害児教育の推進に関すること

1 ビジョン策定時の課題

- 学習指導要領の趣旨に基づいた交流教育の推進
- 職業的な自立の推進, 就職率の向上
- 開かれた学校づくりの推進

2 施策の実施状況・現状

(1) 交流教育の推進

学習指導要領に則った交流教育を推進するため, 平成15年度から実施手続き等を定め, それに基づき適正に実施。

(2) 職業的な自立の推進, 就職率の向上

ア 就業体験推進事業(～平成15年度)

就業体験に係る旅費等を支援

イ 社会参加・自立支援事業(平成16年度)

就業体験先の新規開拓(81事業所)及び就業体験先等の進路情報に関するデータベース化。

ウ 特別支援学校就職指導充実事業(平成18年度～)

- ・ 特別支援学校高等部生徒の職業的自立を図るため, 特別支援学校2校を研究指定校とし, 企業開拓等を行うジョブサポートティーチャーを配置。
- ・ 学識経験者, 企業関係者等9名からなる就職指導調査研究会議を設置し, 就職に結びつく教育課程の改善等について検討。

(3) 特別支援学校高等部卒業者の進路状況

ア 就職率の推移

年	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
全国	27.7	26.8	24.9	23.2	22.0	20.5	19.4	20.4	20.5	22.7	-
広島	18.4	13.1	10.5	10.3	6.3	7.5	5.9	8.3	11.3	9.8	14.8

※ 各年3月, 高等部卒業者の就職率(専攻科を除く)。単位は%。

※ 「就職率」は, 卒業生のうち就職した生徒の割合。

イ 平成19年3月卒業者の進路状況(専攻科を除く)

卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
223人	1人	7人	33人	130人	52人
	0.4%	3.1%	14.8%	58.3%	23.3%

※ 「教育訓練機関等」は, 障害者職業能力開発校, 高等技術専門学校, 専修・各種学校。

※ 「施設・医療機関」は, 児童福祉施設, 授産施設, 更生施設, 療護施設, 医療機関

※ 「その他」は, 作業所, 在宅。

(4) 平成18年度第3回教育モニターアンケートの結果(一般)

区分	重要又は ある程度重要		満足又は ある程度満足		やや不満又は 不満	
	順位	割合	順位	割合	順位	割合
①小・中学校の基礎学力定着についての取組み	①	96.0%	①	57.6%	⑩	33.0%
②高等学校の学力向上への取組み	⑨	85.4%	⑦	38.1%	⑫	26.0%
③ことばの教育県づくりへの取組み	⑤	91.6%	⑥	40.9%	⑦	39.1%
④キャリア教育推進についての取組み	⑪	83.4%	④	44.1%	⑪	29.7%
⑤特別支援教育充実への取組み	⑥	91.3%	⑩	31.8%	⑨	35.4%
⑥学校における体力向上への取組み	④	92.4%	③	44.2%	④	41.2%
⑦生徒指導上の諸問題解決への取組み	②	95.2%	⑪	29.4%	②	57.2%
⑧豊かな心を育む教育への取組み	⑦	90.9%	⑤	42.4%	⑤	40.6%
⑨教職員の資質・指導力向上への取組み	③	92.7%	⑫	22.8%	①	61.0%
⑩学校教育改革推進への取組み	⑫	82.9%	⑨	33.0%	⑥	40.5%
⑪開かれた学校づくりへの取組み	⑩	84.4%	②	51.2%	⑧	36.9%
⑫県立学校の施設設備整備への取組み	⑧	86.0%	⑧	34.7%	③	41.9%

※ 広島県教育委員会が実施する12の取組みについて、重要度・満足度を4段階で評価。

【重要度】重要と考える程度

「重要」「ある程度重要」「あまり重要でない」「重要でない」(わからない)

【満足度】満足と感ずる程度

「満足」「ある程度満足」「やや不満」「不満」(わからない)

※ アンケート(一般)は、県民(公募)、保護者等の対象1,105人のうち、724人が回答。

※ アンケートの実施期間は、平成19年2月9日(金)~2月28日(水)。

